公委第700205号

放置違反金納付命令公示送達書

道路交通法第51条の４第18項の規定に基づき、道路交通法第51条の４第４項の規定による放置違反金納付命令を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので通知します。

なお、放置違反金納付命令書及び納入通知書は、京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センターに保管していますから、来訪の上、受領してください。

令和8 年5月22日

京都府公安委員会 印

記

1　放置違反金の納付期限

令和8年 6月 5日 まで

2　放置違反金納付命令を受ける者及びその件名

放置違反金納付命令を受けるべき者の氏名	件　　名
横江　孝典	放置違反金の納付命令に関する件（第 61-131-251015-748002 号）

放置違反金納付命令を受けるべき者の氏名	件　　名

注：　この公示をした日から起算して２週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。